

D - 71 - 管調資-NO. 5.

# 各国事情のしおり

—— イ ン ド 編 ——

1971 · 3

海外技術協力事業団

IGA  
107  
20  
EX  
RARY

国際協力事業団

受入  
月日

'87. 2. 9

107

登録  
No.

08262

20

EX

## は し が き

本小冊子は、技術協力のために海外に派遣される専門家のオリエンテーション用資料として、事業団海外事務所からの調査報告等をもとに、作成したものである。

本小冊子は、事業団海外事務所の役割（専門家派遣に係る業務の範囲）専門家に対する要望事項について記すとともに、専門家の日常生活に密着した任国事情、特に衣、食、住、気候、教育、公共施設、治安等を重点に作成した。各項目にふれる前にインドに対する我が国の技術協力の推移について、ごく簡単に述べておきたい。

同国に対する技術協力事業として、我が国はこれまでに個別専門家の派遣、水産加工技術訓練センター、農業技術訓練センターの設置、開発調査団の派遣、単独機材供与等を行ってきた。

専門家派遣事業は、30年コロポ計画で、農業、水産専門家を派遣して以来、45年3月末までに78名の専門家を派遣している。その内訳は農林37名、水産18名、軽工業5名その他である。主な派遣事例は①同国第3次5ヶ年計画のうち鉄道部門は最重点部門としてとり上げられており、インド側は施設増強に要する機器を極力国産でまかなうことを目的とし、このため機器の規格の制定、国産工場の整備のため鉄道信号専門家を同国国鉄に

LIBRARY



1007493681

派遣し、電気信号機器仕様書の制定、研究体制に対する助言、技術者の訓練にあたった。

②同国は農業生産性向上のため、畜力利用農機具の改良設計を企画し、そのため技術指導用土壌調査機材と一諸に専門家を派遣した。

同国の漁業活動の発展・普及及び食生活の改善を図るため、水産加工技術訓練センターを37年3月に設置し、冷凍、フィッシュ・ソーセージ及び缶詰製造を含む、技術者の訓練、養成について協力してきたが44年6月をもって全面的に同国に引継ぎ、その後同センターはマイソール州立農科大学に移管され、同大学水産学部として発足した。又同国は深刻な食料不足を解決するため、集約農業地域計画等一連の食糧増産計画を立て、わが国に日本式稲作技術を基とする模範農場の設置協力を要請してきたのに対し、わが国は8州にわたり模範演示農場を設置し、演示のかたわら農業技術者並びに指導的農民に対し農機具の訓練、稲作栽培技術訓練等を実施協力してきたが、42年4月をもって同国に引継いだ。

現在はビハール、クジャラート、マハラシュトラ、マイソールの各州に4普及センターを設置し協力中である。

又同国の産業、工業開発のため、国鉄交流電化、オリッサ州の総合開発、稲作病虫害防除及び発生予察技術指導、鉄鋼石積出施設調査等9プロジェクトの調査団を派遣した。単独機材供与とし

ては、救ライセセンターへ外科手術用機材、電子顕微鏡、空調設備等16,825千円相当の供与をなしている。

本小冊子の各項目については、ニューデリーを中心に記したが、今後は地方の実情も加え適時修正をおこなっていきたい。本小冊子がインドに赴任する専門家の何らかの参考になれば幸である。

昭和46年3月

海外技術協力事業団

理事長 田付景一

国際協力事業団	
受入 月日	PD209
登録No. 1873	9.0
	K

# 目 次

I	海外技術協力事業団海外事務所について	1
1.	海外事務所の役割	1
2.	専門家に対する要望事項	2
II	任 国 事 情	4
1.	住宅（住宅事情，家賃，ホテル，什器・備品）	4
2.	食品（食料事情，価格，外食）	6
3.	衣類，日用品（衣料事情，日用品）	9
4.	使 用 人	10
5.	医療（医療事情，医薬品，疾病の種類， 健康管理上の注意）	12
6.	子弟の教育機関（教育制度，教育機関， 授業料，通学方法）	13
7.	娯楽設備（保養地等，余暇，日本人クラブ等）	14
8.	電 力	15
9.	交通（交通事情，タクシー等，自動車購入， 運転免許，ガソリン代）	15
10.	為替（相場，対日送金，滞在費受取方法）	19

11. 出入国管理（税関検査，外人登録，ビザ手続）	19
12. 便宜供与（種類，カウンターパート，通訳， 免税特権）	20
13. 通信，運輸（郵便事情，運送）	22
14. 言語（公用語，英語等の普及度，語学学習）	24
15. 宗 教	24
16. 気 候	25
17. 治安（一般情勢，夜間外出，緊急時連絡方法）	26
18. その他（対日感情，新聞・雑誌，風俗・習慣 理髪・美容，買物）	27
III 海外事務所等連絡先	30

## I 海外技術協力事業団海外事務所について

### 1. 海外事務所の役割

#### (1) 赴任当初

空港送迎：インドは外国からの物品輸入禁止国でもあり、特に初めての来印者にとっては空港での諸手続について（関税問題等）はなほだ不便でもあり、又所持物品の紛失等がしばしば発生する等トラブルのたえまがない。これらを最少限度に防止するため及び専門家のテイク、ケアすることの任務の一つとして、専門家の送迎を行っている。

又アフガニスタン、ネパール、ブータン等へ派遣中のわが専門家の当地通過時に対しても同様である。

ホテルの予約：ホテルの予約等についても前以って依頼があれば行っている。

#### (2) 赴任中

① 定期連絡日時を特に定めてはいないが、必要の都度電話又は文書を以って専門家と連絡を取っている。

② 報告書（業務月報）は時間及び事務上から各 Center（又は専門家）にてオリジナルを本部へ直送、その写を当事務所へ送付してもらう。写一部は当事務所用とし、そのコピーを大使館用として提出している。



- ③ 専門家勤務先への定期訪問については、各 Center より 3 ヶ月毎に巡回（州政府及び関係機関等との会談のため）を要望されているが、当事務所の現状にては不可能。
- ④ 緊急時の治安対策及び連絡ルートについては大使館及び各 Center 所管総領事館に依存。
- ⑤ ビザ更新等の斡旋。

## 2. 海外事務所からの専門家に対する要望事項

### (1) 専門家としての体面上の注意、心得

任務、使命を自覚し不用事を口外せぬ事、この事は外地に於ては思わぬ誤解をまねく恐れがある。専門家の特権（酒類及び食糧無税購入）を相手（インド人カウンターパート等）に対し得意げに被濫すること又は、これら物品を主目的以外に利用することはさけること。

インド人一般は日本人を正直、勤勉、物心共清潔として尊敬していると考えられるので、これをうらぎる事のないよう注意すること。

### (2) 語学研修上の注意

派遣専門家が外地で、任務を遂行する場合の目的の大半は専門技術を相手に研修せしめる事であり、そのためには少なくともその目的を達成せしめる程度の語学能力を望む。現地

語はおぼつかなくても、英語の能力があれば充分である。語学研修としては現地赴任後では手おくれであるので、派遣前に充分に修得することが望ましい。

### (3) そ の 他

現地州政府及びインド側カウンターパートとの間の密なる連絡を保ちインド側の意見を充分聴取して、それらを尊重しながら協力する態度が望ましい。

いやしくも、わが方の一方的考え方を押しつける様な態度は厳につつしむべきである。

## Ⅱ 任 国 事 情

### 1. 住 宅

#### (イ) 住宅事情

① エージェントの有無

多数あり。

② 入手の難易度

希望家屋のあり方によると思われるが、一般的には入手容易である。

③ 賃借方法

賃借契約は特別ケースを除いては2ケ年となっている。家賃の支払は月払を立てまえとしているが、入居時は大抵3ヶ月分を前払いとして、4ヶ月目より当該月の月初めに当月分を支払う。

#### (ロ) 家 賃

家賃の額は派遣地域により大差があるがデリーの場合は次のとおりである。(レートについては、10.為替の項参照)。

① 独身者(3食付, バス, シャワー付アパートメント)

Rs 600 ~ Rs 1,000 (中級)

② 家族2人(一戸建 2 Bed Rooms, バス, シャワー及び応接, 食堂付)

Rs 800 ~ Rs 1,200 (中級)

- ③ 家族4人(一戸建 3ベット室, バス, シャワー及び応接, 食堂付)

Rs 1,300 ~ Rs 2,400 (中級)

(ハ) ホテル

① 短期滞在のホテル

ホテル 部屋	アシヨカホテル (部屋のみ)	ホテルインベリアル (朝食つき)	ホテルオペロイ (部屋のみ)	クラリッチホテル (朝食つき)
シングル	Rs 80~90	Rs 70	Rs 90~110	Rs 70
ダブル	Rs 140~150	Rs 120~130		Rs 120
ツイン	Rs 150		Rs 140~160	

サービス税 10~15%加算

② 長期滞在のホテル, マンション

長期滞在のための便利なホテル又はマンションは特にな  
い。

(ニ) 什器・備品

インドに於ける専門家の家屋は原則として政府に於て準備  
されるが, その場合最少限度の家具も含まれている。

① 携行を必要とする食器類

日本式の食器, はし, おわん, まないた等は当地にはな  
いが, その他洋式食器類は総て現地で入手可能である。

## ② 入居当初必要とする経費

- 冷蔵庫，エアコンディショナー等が主なものであるが，専門家は特権免除があり日本から派遣時に無税輸入が出来る。
- 現地に於ては貸付制度があり，冷蔵庫4人～5人用程度借料一ヶ月Rs90～Rs120，エアコン1台（1トン）1シーズン（4月～11月頃迄）約Rs900～Rs1200である。

## 2. 食 品

### (1) 食料事情

#### ① 一般的食料事情

一般的に食料は豊富である。野菜類はほとんどわが国と同じである。

ダイコン，キャベツ，ナス，ホーレン草，はくさい，ニンジン，ハス，サツマイモ，ジャガイモ，サヤエンド等（但し，日本のものよりはるかにかたい）

#### ② 日本食品の入手状況

みそは全くない。しょう油は味は少々異なるが店頭に見られる。日本食品は一般的には全く入手不能である。

③ 水、燃料等

水は一般的にカルシウム分や塩分が多く飲料水（水道）でも外国人にはそのまま飲むことは不適である。

水をわかしてウォーターフィルター（5人分程度の現地製約Rs200）を使用し、飲料水として利用することが望ましい。

燃料（調理用）は、一般的にはプロパンガスを購入して使用する。シャワーはほとんど電気によるヒーターシステムである。調理器具（ナベ・カマの類）に各種市販している。その他不自由はない。木炭、石炭も豊富である。

調味料は特に豊富（日本製味の素も店頭で販売している）

④ 日本レストランの有無

皆無であるが、日本名ぎんざ、ふじや等中華食レストランがある。

(ロ) 価 格

米（インド米）	1キロ	2.25Rs
ン	1本（1斤）	1.30＃
肉（ブタ肉）	1キロ	5.00＃
野菜 ナ ス	＃	1.80＃
キ ウ リ	＃	2.00～3.50＃
ジャガイモ	＃	1.80～2.00＃

	トマト	1キロ	4.00~5.00Rs
	キャベツ	〃	1.25#※
	マメ	〃	2.00#※
	人参	〃	0.60#※
	玉ネギ	〃	0.70#※
	カボチャ	〃	0.80#※
	ショウガ	〃	2.50#※
果物	レモン	〃	2.00#※
	マンゴ	〃	4.00#※
	ミカン	〃	〃
	バナナ	〃	1.50#
魚	タイ	〃	6.00#
	アジ	〃	2.00~4.00#
	ビーフ	4合	5.25#
	タバコ	20本	1.00~5.00#
	チーズ	1キロ	6.00#※

※ 現地人の購入価で外国人の場合は10~50%アップする場合がある。

#### (ハ) 外 食

外国人の場合、インド食を常用しないかぎりにはなだ不自由で、せいぜい中華レストランを利用するに限られる。

ラーメン	Rs 6.00~8.00
ワントンスープ	# 5.00~7.00
一皿もの	# 5.00~11.00

## (二) その他

梅干、かつをぶし、そくせきラーメン、日本茶、塩こぶ等  
携行可能食品は出来る限り派遣時携行すべきである。事後の  
輸入は専門家といえども輸入税を多額に支払わねばならない。

## 3. 衣類、日用品

### (イ) 衣料事情

#### ① 一般的衣料事情

当地は綿製品は非常に秀れているが加工は不十分である。  
ウール製品、シルク製品も不自由はない。

但し、子供の下着、婦人用下着類は適したものが少い。

#### ② 必要とする衣類

- 夏期（4月頃～9月頃）40°以上の気温ともなり、半袖オープンシャツ等の準備が必要である。
- 冬期（10月後半頃～2月頃迄）は意外に寒く、下着類、スウェーター、カーディガン、合オーバー様のものが必要である。
- 公式の衣類としては、黒又は濃こんの背広（夏・冬）



各一着。タイは無地が望ましい。特に公式型（礼服）は必要ない。婦人の場合（専門家）いわゆる公式の場に出席する例は今までには見受けないが、シルクのスーツは夏・冬各一着は準備する事が望ましい。

③ 携行すべきもの

前記のとおり必要があれば現地にて調度も可能。

(ロ) 日用品

おおよそ現地購入可能。

化粧品は、一応現地調達可能であるが、日本人に適したものが少ないので携行することが望ましい。

4. 使用人

① 職業紹介所

なし。

② 具体的雇用方法

知人又は関係者に個人的に紹介を依頼する。

③ 給与月額（賃金関係法律はない）

1) コック 1人 約Rs 200 ~ Rs 250

2) ベアラー（家事一般） 1人 約Rs 150 ~ Rs 230  
（コックと兼用させ得る者が多い）

3) ドライバー 1人 約Rs 200 ~ Rs 300

4) ビヨン (小使) 1人 約Rs 120 ~ Rs 170

5) アマ (子守) 1人 約Rs 120 ~ Rs 170

6) ドビー (洗濯) 1人 約Rs 70 ~ Rs 90

(一般には家族一人当たり Rs 20 となっている)

7) マリー (庭師) 1人 約Rs 40 ~ Rs 70  
(但し、専用ではない)

8) チョキダル (夜警) 1人 約Rs 4 ~ Rs 6  
(但し、数軒を兼ねもちとする)

④ 最底必要とする使用人

上記 1, 2, 3, 6, 7, 8

なお子供 (小学に上るまでの子供) が同居の場合は子守が必要。

⑤ 雇用、解雇に際し特に注意すべき事項

雇用の場合、雇用する使用人の前歴を充分調べる事、雇用の上は警察署に必らず登録し、又家屋の使用人コーナーに住居せしめる者については同居する家族数を制限しておくこと。月額賃金その他当地の習慣的給与 (現物を含む) 等については事前に充分理解しあう事が特に必要である。

解雇を雇主の方から申し出る時は約1ヶ月分を別に支払う習慣もあり、又解雇を通告して実際の解雇日迄の間は最も注

意を要すると思われる。即ち家庭内物品等（食料を含む）を計画的にもち出すおそれがある。

## 5. 医 療

### (イ) 医療事情

#### ① 医療施設

デリー、ボンベイ等都市には相当立派な施設はある。

#### ② 日本人医師の有無

いない。

#### ③ 出産についての安全性

都市に於ては施設はあるが、わが国との比較にはならない。安全性については都市に於ては一応可といえる。

### (ロ) 医薬品（携行すべき）

- ヨードチンキ、オキシフル、消毒用クレゾール液、血止めガーゼ、マーキローム、オロナイン、イチオール
- サイアジン、ブアイエル・アスピリン、風邪薬（ベンザ等）正露丸、鎮痛剤、胃腸薬、クロマイ
- ビタミン剤（栄養剤）、アリナミン等、眼薬
- 薬用グッソ綿

### (ハ) 疾病の種類

#### ① 風土病的なもの

かん炎、日射病、破しょう風等

- ② 日本出発前に特に予防注射しておくべきもの  
種とう、チフス、コレラ

(二) 健康管理上の注意事項

- ① 特に夏期は昼寝を取ること。  
② インド的のからい食物を多量に取らないこと。  
③ 飲料水はフィルター及びボイルを実施すること。  
④ 一般的衛生理念を家族全員重んずること。

6. 子弟の教育機関

(イ) 教育制度の概要

- ① 小学校 6ケ年間（年令5才から）  
（義務教育）  
② 中学校 5ケ年間（Higher Secondary School）  
③ 短科大学（Degree） 3ケ年間  
入学金 Rs180 月謝 Rs15 程度  
④ 大学コース 3ケ年間  
（但し、Engineering & Doctor コース5ケ年間）

(ロ) 通常専門家の子弟が利用している教育機関

ニューデリーに於ては日本人小学校（先生6人、生徒30人）があり、大使館が管理運営している。また幼稚園、中、

高校についてはアメリカンスクール又はブリティッシュスクールを利用している場合が多い。地方に於ては現地教育施設以外にない。

#### (ハ) 授業料

日本人小学校 月謝 Rs 200

アメリカンスクール ( 中学 ) 年間 \$ 1,800 ( 増額見込 )

#### (ニ) 通学方法

スクールバスのサービスあり。

( 日本人小学校 American School 共 )

### 7. 娯楽設備

#### (イ) 保養地、ゴルフ、ボーリング、映画等

カンミールをはじめ各地に保養地は豊富である。

ゴルフは一部保養地には設備はあるが一般的に地方ではその設備にとぼしい。

New Delhi には3コースある。又料金も安価 ( グリーンフイー週日 Rs 10、キアディフイー Rs 4、ボールボーイ Rs 3 )。

ボーリングの設備皆無。映画館は多い。

#### (ロ) 通常 of 余暇の過ごし方

都市ではゴルフ、乗馬、テニス、水泳、マージャン、カード等、地方では全く娯楽施設がない。

(ハ) 日本人クラブ、スポーツクラブの有無、料金

日本人会があり（デリー及び都市）相互関係の連絡及び子弟の教育等について世話をしている。

8. 電 力

電圧 230 ボルト及び220 ボルト 50 サイクル

9. 交 通

(イ) 交通事情

① 一般交通機関

国内航空、鉄道により主要都市間は立派に連結されているが、その運営、運行が不充分であるため定時の運行を信用出来ないものがある。又都市間には大型バスのサービスがかなり広範囲に長距離運行を実施している。然しながら運行回数が過少のため日本的業務の推進には用をなさないうれいがある。都市内はバスが通常の交通機関になっているが、外国人には實際上不適であり、乗用車かタクシーの使用が一般的である。

② 道路事情

都市間を結ぶ国道は立派な舗装道路であるが、支線にいたっては牛、車、馬車の専用で一般乗用車の運行は望めな

いものが多い。又都市内の道路は舗装してあり、概して立派である。

③ 特に注意すべき交通法規

交通法規の設定はあるが、事実上はほとんど無法状態である。左側通行制である。

④ 交通事故の取扱い

事故の取扱いは警察署に届け出て措置すること。外国人が個別に処理しようとするれば却って危険である。

⑤ 事故補償

。 保険制度がある。自動車は強制保険制度である。

保険金の額は車の価格によって差があるが、例として日本車の場合は年間約 Rs 800、インド車（アンバサダー）は年間約 Rs 900（アンバサダー新車価格は Rs 22,000）である。

。 人身事故に対しては通常死亡せしめた場合は Rs 5,000 ~ Rs 10,000 程度であるが、死亡した者の社会的地位、身分により補償金額がことなる。

その他事故の程度によるが、総べて法延にてこれを決定して保険会社に支払わせしめることとなる。

(ロ) タクシー・ハイヤーの利用、料金

。 タクシー料金

最初の 1 Km を Rs 0.80 , 以後 1 Km ごとに Rs 0.60 , 又待機時 1 時毎に Rs 2.00 である。

地方都市内では上記より少々安価である。

しかしながら各都市周辺での料金は約 10 % 程度のアップである。

○ ハイヤー料金

各都市に於ては、ハイヤーサービスがゆきとどいている。料金は車種によりことなる。

国産車 (アンバサダー)      1 Km 当り Rs 0.50

外車大型                              #      Rs 0.80

      # (エアコン付)                      #      Rs 1.20

(ハ) 自動車購入

① 購入方法、融資方法

インドに於ては専門家としては現地購入の必要はない。わが国産車の方がはるかに安価で、しかも性能にいたっては比較外である。(インド国産品を購入する場合は外貨持込みの証明があれば、優先的に購入ライセンスを取得することができる。)

② 免税輸入特権

専門家はわが国産車輸入については免税の特権がある。ただしスペアパーツの輸入(免税)は、車輛輸入時に同



時輸入の外は2年以内に輸入する場合は免税とはならない。  
但し事故による修理を除く。

③ 帰国時の売却方法，課税

インド中央政府大蔵省へ売却申請を提出して，同省から  
STC (State Trading Corporation Semi Government Organization) に対して買取方を通報して  
売却するが，価格はCIF価となっている。上記車輛売却  
金額を日本へ送金する場合はリザーブ・バンク・オブ・イ  
ンディアの手続を経て送金できる。課税無し。

(二) 運転免許

① 国際免許証の有効性は一年間である。来印者は国際免許  
証（日本発行）保有でも事故等の発生にかんがみて，来印  
後2ヶ月以内に国内ライセンスを取得しておく事が有利で  
ある。

② 免許取得の方法，経費

デリー，カルカタ，マドラス，ボンベイをはじめ各州に  
モーター・ライセンス・オーソリティーがあり，申請によ  
って取得する。経費（手数料）はRs 22である。

(ホ) ガソリン代

ハイオクタン 1ℓ Rs 1.18

## 10. 為 替

### (イ) 相 場

公定 \$ U S 1 = R s 7.4 9 2 5 程度 ( 約 R s 7.5 0 )

実勢 \$ U S 1 = R s 1 0 ~ R s 1 2 程度

### (ロ) 対日送金

現地通貨ルピーを送金する事は不可。

( 輸入車を売却した金額の送金を除く )

### (ハ) 滞在費等の受取方法

日本からの送金先

デリー、ボンベイ、カルカタでは東銀の支店がそれぞれあって、日本からの送金はそれらの銀行宛に送金され、現地東銀支店からの入金通知により受領する。又同銀行の支店がない地方では現地の銀行を同様利用できる。

## 11. 出入国管理

### (イ) 税 関 検 査

#### ① 一 般 事 情

インドは外国品を極度に輸入制限している事情から特に入国の場合、携行品の検査については厳格である。

#### ② 持込禁止品

一般の場合は国際的禁止品以外は関税を支払えば通関出

来るが（自己使用とするもの）、専門家の場合は技術上の必需品と私物（日常必需品）等は免税となる。

③ 入国に際しての注意事項

特にないが、アナカンがある場合は Airport にて申告した上で Landing Certificate を取得しておく事が必要である。

④ 持出禁止品

美術品については百年以上のものは持出し禁止。その他のものは大体ゆるされている。又出国に際してはあまり厳格な検査は実施されていない。

(ロ) 外人登録の有無

3ヶ月以上の滞在者は到着後一週間以内に外人登録を行わねばならない。

(ハ) ビザの更新手続等

- ① デリー、カルカタ、ボンベイ、マドラスに於ては Superintendent of Police に於て更新手続を取る。
- ② 各地方では District police に於て同様手続を取る。

12. 便宜供与

(イ) 便宜供与の種類

- ① 住宅手当等の現金供与

原則的にはコロポブランのプリビレッジに依る現物の  
供与である。

- ② 出張旅費：公用車の提供、ガソリン代の支給、公用出張  
旅費については政府より支給される。

公用車運行に対するガソリン代は政府の負担となる。

③ そ の 他

住宅が提供される場合は、家具調度品の最底限度の提供  
がある。

以上のような供与はあるが、供与の内容については州に  
より差がはなはだしい。これらの供与物品等はすべて州政府  
が提供するものであり、専門家の到着前に概ね調度され  
るが、専門家の特別要望等については到着後州政府との話  
し合いの上で決定される。

(ロ) カウンターパート、通訳

訓練センター等ではカウンターパートはわが方専門家に対  
してそれぞれ指名されているが、特に通訳はない。各専門家  
との対話は英語でおこなわれる。

(ハ) 免除特権

- ① 身回り品：これは一般と同様の取り扱いで特に到着時  
以外は特権はない（従って後日日本より新品を輸入の場合  
は課税される）。

- ② 酒、タバコ、食品等はコロンボプランのプリビレッジにもとずき家族同伴居住の場合は年間 Rs 7,500 (¥375,000) 単身専門家は年間 Rs 4,500 (¥225,000) の枠内でボンドストック (デリー、ボンベイ、カルカッタ、マドラスにあり) より、英、米、独、仏等製品を無税で現地購入が出来る。
- ③ エアコン冷蔵庫等についてもコロンボプランのプリビレッジにより免税輸入が出来る。

### 13. 通信・運輸

#### (1) 郵便事情

① 安全性、配達システム

一応安全に配達される。配達は宛先戸別配達である。

② 電報、電話サービス

都市ではこれらのサービスは良好である。地方では不便であるが、わがCenter等に於て電報発信の場合はフォノグラフシステム (電話にて依頼電報) を利用することが出来る。

③ 手紙、電報の日本～現地間の所要日数

- 手紙 5日～7日間程度
- 電報 至急便約10時間以内  
普通便約10時間～24時間

④ 主要地方都市との連絡

電報 主要都市約 4 時間～ 6 時間

( ダンダカラニア 約 4 8 時間～ 7 2 時間 )

電話 主要都市間は即時通話も可能であるが、一般的には 3 時間

夜間 3 0 分～ 1 時間

但し、状況により大差がある。

(ロ) 運 送

① 陸送・海送業者の有無、料金

業者あり。

海送の場合、Bombay → Tokyo の実例

荷造り積込み等一切経費 1 キュービック当り 約 Rs 160

Steamer freight (to yokohama) 1 キュービック

当り約 Rs 243

② 家財送付上の手続、宛名、注意事項

家財送付の場合は空、海、共にアナカンによるが、宛名は本人として当該日本在外公館気付とすることが最も安全である。

## 14. 言 語

### ① 公 用 語

英語、ヒンディ語（州毎に州語を決定している）、政府としてはヒンディの普及を図っている。

### ② 現地語の事前学習

可能ならばヒンディ語又はその他の現地語の修得が望ましい。（但し、北インド以外はヒンディは一般的ではない）。

### ③ 語学学習の施設受講時間等

都市に於ては施設もあるが、専門家の任務から見て施設に通って語学の学習を行う余裕は實際上不可と思われる。個人で家庭教師を自宅にまねいての学習が望ましい。

## 15. 宗 教

インドは宗教を除いては考えられぬ程、宗教的要素の強い国で、国民生活も言語も、宗教的慣習によって営なまれている。なかでもヒンズー教が支配的であり、全人口の83%以上を占めている。この宗教の特質は1.カースト制度が承認されている。2.他の宗教に対しても寛容、その他殺生の禁止制限、慈善、寛容等をモットーとしている。

これに次いで多いのが回教であるが、パキスタンの分離独立に伴いその教は激減したが、現在でも両宗派間の争いは国内を

始め、印・パ両国間において絶えまがない。

この外、インド人は従来からカースト意識が強いため人間を平等と認めず、生れながら与えられたカースト的制約を無条件に受けとってきたため、向上の意欲に乏しく労働者相互の団結の意識を遅らせてきたが、近年都市に於ける工業化の発展とともにカースト制は表面的には急速に消滅しつつあるが、農山村に於ては結婚等についてまだこの制度は根強く残っている。一般に専門家の日常の労働及び旅行においては、カーストの区別は無視せざるをえない。

なお、日常生活において公路上に多くの牛が放し飼いされているのを見かけ、動物の放牧になれない日本人は驚ろかされるが、これはヒンズー教において牛は神様の化身あるいは使いなので、ヒンズーの人々は牛を聖なるものとして大切に保護し親しむ気風が強いためである。したがって、外国人である日本人がやたらと牛肉を食べる話しをしたりしないほうが良い。

又路上の牛には、車に乗っていていつもイライラさせられるが、神さまの使いである聖牛様のお通りだぐらいに構えていたほうが、インドで生活する場合こちらの気が楽である。

## 16. 気 候

インドの気候は全く地域差がはなはだしいが、一般的には



Monsoon Tropical といえる。そして又 Subcontinent でもある。デリーでは乾期は10月頃から6月下旬頃迄で、雨期は7月から9月初旬頃までである。

4月～8月の間は北部インドに於ては40°以上の酷暑が続く。10～2月の冬期は10°～25°と朝昼夕とその差が大きく、真夜中は防寒衣をしないで外出は不可能。家屋内ではストーブの設備が必要である。

健康上の注意としては夏期の日射病に注意すること。常に体内に充分水分を取っておく事、すい眠時間を充分取ること。フィルター及びボイルした以外の水をのまぬこと等である。冬期は一日のうちでの温度変化が大きいいためよく風邪にかかりやすいから注意すること。

## 17. 治 安

### (イ) 一般情勢

インド国は一般的に治安は良好である。又特に日本人又は外国人に対する差別をすることはなく、近年一般民衆でも日本を大国としてその尊敬の念は非常に強い。然し周辺の外圍との関係もあり、かえって自重すべきであると思われる。

### (ロ) 夜間外出上の注意

#### ① 禁止令の有無

禁止令無し。

② ポン引など

飲酒、婦人との関係等はインド国は宗教的理念もありまことにきびしいものがある。ポン引は目立ないが盛んとの事である。

(ハ) 緊急時における大使館又は駐在員との連絡方法、集合場所及び要領

各専門家は当該総領事館、大使館（駐在事務所）へ又は駐在所長自宅へ電話を以て連絡可能。集合場所等特に決定していない。

18. そ の 他

(イ) 対日感情、現地人気質

近年インドに於ける対日感情は一般的に良好である。現地人気質的なものは各種多様で、これは国家意識等は別で、宗教的集団、部族的集団意識にささえられている。

(ロ) 新聞・雑誌等

① 日本よりの購入方法

新聞については、東京の新聞普及(株)に於て予約し、当地代理店をとうして入手できる。

代価については約1万円程度(月額)。雑誌についても同じ。

日本語雑誌等の販売店はない。

## (ハ) 風俗・習慣

① 特に禁じられている風習としては、一般飲食店に於ける飲酒、その他は自由

食事習慣としては、日本の定時より各2時間程度おそい事、朝食時間は各々の事情によりまちまちである。

昼は午後1時～2時、夕食は7時～8時頃である。又インドでは右手は食事等に使用し左手は用便に使うので、食物を左手で扱う事はしない。

常食はカレーライス、北部ではチャパティ。香辛料がよく使われる。現地食特に南部インド食はからいもので、我々にはとても口にできない。飲料としては紅茶(インディアンティーと称す)を常用し、貧者(労働階級)でも休けい時はミルクをまぜて飲む習慣である。(コップ一杯約Rs 0.25)。

チップ(当地ではバクシーと称す)はあらゆる場合に要求される。通常1ルピー以下、ヒンズー教の教理中にある、あたえることの出来る幸せを取りちがえたものか、他から物を求めることは相手を幸せにみちびく事であると理解し

ている様に見えるために一歩出ればバクシーを求められる。

(二) 理髪・美容

- 理髪店はあるが衛生度はあまり良くない。市中 Rs1.50 ~ Rs2.00, 自宅に出張 Rs2.00 ~ Rs4.00, Hotel にて Rs4.00 ~ Rs6.00
- 美容院は市中にあり, 料金はパーマ Rs40 にバクシー Rs2 計 Rs42, セットのみの場合では Rs6 にバクシー Rs2 計 Rs8 となり, Hotel の美容院のパーマ Rs90 ~ Rs110 にバクシーが Rs2 ~ Rs3 となる。

(ホ) 買物……………店の規模・種類・値引

都市(デリー, ボンベイ, マドラス, カルカッタ)には百貨店があり, 規模も大きく商品種類も多い。又ハンディクラフトショップは目立って多い。値引については全く買手と売手の間の事につき不定(例えば値引全くなしから50%の値引もある)。

III 海外事務所等連絡先

大使館

住所 Embassy of Japan  
50 - G. Chanakyapuri.  
New Delhi, INDIA

電話  
番号 74271 番

OTCA 海外事務所

住所 大使館内  
電話  
番号 大使館と同じ

海外事務所長自宅

住所 Mr Shoichi INAGAKI  
A-12, Gveen Park.  
New Delhi, INDIA

電話  
番号 621450 番

